⑵　更生手続開始決定日以降の利息・損害金債権の免除

更生手続開始決定日以降の利息・損害金債権にかかる更生担保権は、更生計画認可決定確定時に、全額免除を受ける。

3　処分連動方式の対象となる担保動産の売却方法等

⑴　売却方法

管財人は、処分連動方式の対象となる担保目的物たる動産（以下、本款において、単に「担保動産」という）の売却に当たっては、売却方法及び売却条件（売却時期、売却先、売却価額、その他の売却条件）につき、当該担保動産にかかる関係担保権者と個別協議を経た上で、売却を進めるものとする。

⑵　担保動産処分期間

管財人は、更生計画認可決定確定日から起算して３年以内に、担保動産の売却を完了するものとする。

4　処分連動方式による弁済

⑴　弁済時期

管財人は、担保動産を売却したときは、当該担保動産にかかる売却代金全額が入金された日（決済日）限り、更生担保権者に対し、次号によって算定される額（以下、本款において「担保弁済額」という）を支払う。

⑵　担保弁済額の算定

担保弁済額は、下記算式に基づいて算定される額とする。

記

担保弁済額＝実質売却代金額※１－控除費用※２

※１　「実質売却代金額」とは、担保動産の売却にかかる契約書記載の売買代金（消費税抜き）をいう。

※２　「控除費用」とは、処分連動方式による更生担保権の弁済額の算定に当たり、担保動産の実質売却代金額から控除される販売実費等の費用をいい、別表15―３に記載された費用の合計額をいう。ただし、控除費用の合計額が、実質売却代金額の10％相当額を超える場合は、実質売却代金額の10％相当額を控除費用の額とする。

⑶　担保弁済額が確定更生担保権額を超過する場合の取扱

担保弁済額が確定更生担保権額を超過する場合は、当該超過額については、当該担保動産を担保目的とする一般更生債権（処分連動更生債権）の100％弁済として取り扱うものとする。

⑷　弁済限度額

更生担保権の弁済（上記⑶の処分連動更生債権に対する弁済を含む。以下、本款において同様。）は、被担保債権額（元本及び更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金債権）を限度として行う。

⑸　弁済額等の通知

管財人は、更生担保権者に対し、前記⑴に定める弁済の実施時期までに、弁済額の算定にかかる計算書を作成し、送付する。

5　処分連動方式による担保弁済額が確定更生担保権額に不足する場合の取扱

⑴　一般更生債権と同様の取扱

第４項の処分連動方式による担保弁済額が確定更生担保権額に不足するときは、当該不足部分にかかる更生担保権は、一般更生債権と同様に取り扱うものとし、第３節第２款の定めにより権利変更し、弁済する。

なお、上記不足部分の確定の有無は、個別の債権ごとに判定するものとする。

⑵　一般更生債権と同様に取り扱うこととする時期

上記⑴の不足部分にかかる更生担保権の一般更生債権と同様の取扱は、当該更生担保権にかかる全ての担保目的物（ただし、処分連動方式による弁済の対象となる担保目的物に限る）の処分を完了して不足額が確定した時点において行う。

6　更生計画認可決定時売却済み担保動産にかかる更生担保権の取扱

⑴　更生担保権の弁済の実施

更生計画認可決定時に売却済みである担保動産にかかる更生担保権については、第４項の定めを準用し、更生計画認可決定確定後１ヶ月以内に、更生担保権の弁済を実施する。

⑵　預金変換担保の解除と弁済額への充当

上記⑴の更生担保権の弁済の実施に当たって、管財人は、更生担保権者から、当該更生担保権にかかる預金変換担保の解除を受けることにより、暫定預託金を更生担保権の弁済額を限度としてこれに充当するものとする。

7　担保動産の処分期間経過後の処理

⑴　担保動産の処分

第３項⑵の期間を経過しても売却することができない担保動産が存する場合、管財人は、関係担保権者と協議の上、当該担保動産を、①入札方式での任意売却、②担保権者からの異議申出のない管財人による任意売却、③競売申立て、④代物弁済、のいずれかの方法により処分するものとする。

㈠　入札方式での任意売却

ア　実施方法

入札方式での任意売却による場合、管財人は、合理的な入札手続において最高値を提示した入札者に対して担保動産を売却する。

イ　売却金の取扱

上記アにより担保動産を売却した場合、その売却金を「実質売却代金額」とみなして、第４項の定めを準用する。

㈡　担保権者からの異議申出のない管財人による任意売却

ア　実施方法

管財人は、担保動産を任意に売却しようとするときは、関係担保権者に対し、売却先、売却価額、売却条件等を通知する。関係担保権者は、その売却に異議のあるときは、管財人から通知を受けた後１ヶ月以内に、当該売却条件を上回る条件での売却先を管財人に書面で申し出ることができる。当該期間内に、関係担保権者からかかる申出がない場合、又は当該期間内であっても全ての関係担保権者から異議がない旨の書面の提出を受けたときは、管財人は当該売却を実施する。

イ　売却金の取扱

上記アにより担保動産を売却した場合、その売却金を「実質売却代金額」とみなして、第４項の定めを準用する。

㈢　競売申立て

ア　実施方法

管財人と担保動産にかかる関係担保権者全員との間で合意が成立した場合には、更生担保権者は、競売手続開始申立てをすることができるものとする。

イ　競売手続による配当金の取扱

上記アにより担保動産を売却した場合、競売手続による配当金を「担保弁済額」とみなして（従って、配当金からの費用控除は行わない）、第４項の定めを準用する。

㈣　代物弁済

ア　実施方法

管財人と担保動産にかかる関係担保権者全員との間で合意が成立した場合には、更生担保権者は、合理的な方法に基づいて当該担保動産の価額を評価し、当該評価額相当額の更生担保権の弁済に代えて、当該担保動産を譲り受けることができるものとする。

イ　評価額の取扱

上記アにより代物弁済を実施した場合、担保動産の評価額を「担保弁済額」とみなして（従って、費用控除は行わない）、第４項の定めを準用する。